

本科 0 期 2 月度

解答

Z会東大進学教室

早慶大日本史



4章 推古朝と改新政治

問題

■確認問題

解答

- 1 大徳 2 南淵請安 3 内臣 4 蘇我倉山田石川麻呂
5 難波〔長柄豊琦〕宮 6 烽 7 庚午年籍 8 天武天皇 9 朝臣
10 洛陽 11 庚寅年籍 12 裴清 13 A 子代 B 屯倉 C 部曲
D 田莊 E 食封

【1】

解答

- 1 中大兄皇子 2 白村江 3 562 4 大野 5 朝鮮

解説

- 1 称制とは、天皇位が空位の間に、皇太子や皇后がそのままの身分で政治を行うことをいう。中大兄皇子が称制を行ったのは、661年～667年の間である。
- 2 663年、日本・百濟の連合軍は、唐・新羅の連合軍と白村江にて戦い、日本水軍は大敗した。百濟の王、豊璋は高句麗に逃亡、百濟は完全に滅亡した。
- 3 任那日本府の存在については疑問が抱かれており、その実態が『日本書紀』の記述にある通りとは思われていないが、朝鮮半島南部の地域（加羅諸国、あるいは総じて任那ともいう）が日本の勢力範囲であった可能性は高い。任那は562年に新羅の攻撃を受けて滅んだ。
- 4 白村江の戦いの後、ヤマト政権は、唐・新羅の進出に備えて、以下のものを設置し、九州を中心に防備を固めた。
防人…辺境防備のために徵発された兵士。白村江の戦いの時点では東国からの徵発はなかった。
烽…見通しのよい山頂などに置かれ、火を点じて次の烽に伝え、次々と遠方まで急事を知らせる軍事用の通信施設である。
水城…『日本書紀』に、「筑紫に大堤を築きて、水を貯へしむ、名づけて水城といふ」とある。現在でもその遺構は残る。なお、大野城・基肄（據）城はいずれも、朝鮮式山城である。
- 5 山城の中腹に石垣を築き、ところどころに門を設けた朝鮮式山城は、福岡・佐賀・岡山県などに広く分布する。神籠石も山城の遺構とされるが、朝鮮式山城の遺構であるか否かについては、意見の一一致を見ていません。

【2】

解答

- 1 ② 2 ④ 3 ③ 4 ④ 5 ④ 6 ②

解説

- 1 隋が統一するまでの中国について、少しまとめておきたい。3世紀後半に後漢が滅亡して以来、中国は実に400年近くにわたって分裂が続いた。220年に魏が後漢を滅ぼすと、中国は華北の魏、四川の蜀、江南の吳に三分された。いわゆる三国時代である。その後、司馬炎(武帝)の建てた晋が一時期統一したが(265年建国、280年統一)、北方の匈奴に317年に滅ぼされ、またもや分裂の時代に突入した。南部では一族の司馬睿が江南地方に移って東晋を建て、続いて宋・齊・梁・陳と王朝の攻防が続いた。これが南朝である(「倭の五王」が遣使したのがこの南朝の宋である)。このように長らく続いた分裂の時代を統一したのが隋である。北朝の北周に出た楊堅は581年に隋を興して初代皇帝文帝となり、589年には南朝の陳をも倒して中国統一を果たした。しかし、3度にわたる高句麗遠征などの強攻策が裏目に出で、618年、李淵(唐の高祖)に滅ぼされた。
- 2 587年に蘇我馬子が物部守屋を滅ぼした後、崇峻天皇が即位した(3の解説を参照)。崇峻の母は蘇我稻目の娘・小姉君であったため、馬子は大臣として政治的地位が強化された。しかし次第に崇峻と馬子の間に構が生じ始める。592年、崇峻はある者から猪の献上を受けたが、その際に「この猪の首を斬るように、憎き者の首を斬ってしまいたい」と口にし、武器を集めさせた。これを聞いた馬子は東漢直駒を使って崇峻を暗殺した。自分で立てた天皇を自ら殺害したのである。ちなみに、この後即位したのが初の女帝推古天皇である。
- 3 蘇我氏の歴史は6世紀前半に馬子の父稻目が宣化天皇の大臣に就任したことから始まる。稻目は次代の欽明天皇に重用され、2人の娘を嫁がせて関係を築き上げた。渡来人との結び付きも深く、斎蔵・内蔵・大蔵の三蔵の管理に当たって勢力を誇った。一方物部氏はヤマト政権の軍事を担当する連として、5世紀後半には早くもその名が見える。527年の筑紫國造磐井の乱を鎮圧したのは物部麿鹿火であるし、欽明朝では物部尾輿が大連となつた。また、石上地方(現在の奈良県天理市)を根拠地として、七支刀で知られる石上神宮の祭祀を行っていた。両者の対立が表面化したのが、いわゆる「崇仏論争」である。百済から伝わった仏教の受容をめぐり、崇仏派と排仏派とが激しく争ったが、その崇仏派の中心が大臣の蘇我稻目、排仏派の中心が大連の物部尾輿であった。587年、用明天皇が仏教への帰依を表明すると、両者の対立は再燃した。用明の死後、稻目の子・馬子は兵を集め、物部尾輿の子・守屋と彼について穴穂部皇子を討った。そして、欽明と稻目の娘・小姉君の子である崇峻天皇を即位させたのである。なお、④の厩戸皇子(聖徳太子)は守屋との戦いで馬子方について参戦している。その際に勝利を四天王に祈り、乱後に創建したのが大阪府大阪市の四天王寺である。
- 4 これは難問。冠位十二階は徳・仁・礼・信・義・智の6つの儒教の徳目をそれぞれ大小に分けて12の冠位を定め、豪族の序列化をはかった制度である。ただし、蘇我馬子に冠位が与えられた形跡はなく、馬子は聖徳太子とともに冠位を与える立場にあったといえる。一方、憲法十七条は豪族たちに政治道德的訓戒を述べたもので、こちらの方は『日本書紀』に「皇太子親ら肇めて憲法十七条を作る」とあり、太子が独自に行ったものであることがわかる。
- 5 聖徳太子は620年、馬子とともに『天皇記』『国記』を著した。皇位の継承の由来や説話・伝承をまとめたものと思われるが、645年の蘇我氏滅亡とともに消失してしまい、現存していない。よって④の「厩戸皇子が単独で」が誤り。①「天皇」号が成立したのは、現在では

7世紀後半の天武・持統朝とする説が有力である（太子の死を悼んで妃・橘大郎女が製作した「天寿国繡帳」に縫い取られた銘文や、法隆寺金堂薬師如来像の光背銘に「天皇」の文字が見られ、これを根拠に一部推古朝成立説もあるが、ともに法隆寺の再建後に製作されたものと考えられる）。②の『帝紀』は、欽明朝の頃成立したと見られる歴史書で、この『帝紀』や『旧辞』を稗田阿礼が暗誦し、太安万侶が筆録して成立したのが『古事記』である。③の『国記』は日本の国としての歴史を記したものらしいが、現存しない。

6 『隋書』倭国伝には、『日本書紀』にはない600年の遣使に関する記述が見られる。それによると、姓は阿毎、名は多利思比孤という倭王（アメタリシヒコ大王）が使いを送ってきた。倭国の風俗について尋ねると、使者は「倭王は天を兄とし、日を弟としている。夜明け前に王宮に出向いて政治を執り、日が昇るとやめてしまう」と答え、隋の文帝は「これ大いに義理なし」と言ってまったく相手にしなかったという。478年の武の遣使以来、実に100年以上にわたる国交の断絶があり、中国式の政務・儀礼形態からは完全に取り残されてしまっていたのであろう。それが使者の発言にも表れ、まったく相手とされなかつたのである。それゆえ、あまりの屈辱感に『日本書紀』への採用は見合わされたのだと思われる。①の「日出處天子」は607年の遣使に見られる語である。③は今見たとおり『日本書紀』の記述はない。④は600年の遣使で小野妹子が使者を務めたかは明らかでない。

【3】

解答

問1 あ 乙巳 い 均田 う 白村江 え 庚午年籍

問2 イ a 口 a ハ a 問3 イ a 口 a ハ b

問4 イ b 口 a ハ b 問5 イ b 口 a ハ b

問6 イ a 口 b ハ a

解説

問1

あ 645年に発生した蘇我氏打倒のクーデタを、干支を用いて「乙巳の変」という。蝦夷・入鹿父子の討伐を企てた中大兄皇子と中臣鎌足の2人は、蘇我倉山田石川麻呂を仲間に引き込み、「三韓進調」という朝鮮三国が貢ぎ物を倭王に献上する儀式の場で、天皇の目の前で入鹿を殺害する計画を立てた。ところが、いざ当日、実行役は緊張のあまり手が出せない。そこで、中大兄が飛び出し、実行役もこれに同調して斬りかかり、入鹿は息絶えた。その後、中大兄は飛鳥寺に陣を構えて蝦夷との決戦に備え、万策尽きた蝦夷は私邸で自殺した。これが事件の顛末である。

い 7世紀末から8世紀初めにかけてのヤマト政権は、唐の律令制度に学んで中央集権国家の建設を推し進めた。なかでも班田収授法は北魏から隋・唐へと受け継がれた均田法（制）に倣ったものである。ただし、唐代の口分田の支給は80畝（約4.4ha）、日本は良民男子で2反（22.6a）。1ha = 100aであるから20倍ほどの開きがある。その他、唐に倣ったものとしては、和同開珎が開元通宝をモデルにしたことを覚えておきたい。

う 663年といえば白村江の戦いである。660年に百濟が滅亡すると、遺臣鬼室福信らは倭に滞在していた王子・豊璋を迎えて再興をはかると考え、倭に使者を送って救援軍の派遣

を要請した。齊明天皇は即座に出兵を決め、自ら筑紫国まで赴いたが、661年、その地に築いた朝倉宮で客死してしまう。一方の百濟軍も、豊璋が福信を殺害するなど内紛が発生している。両国とも戦争どころではなくなっていたのである。663年、倭軍は白村江で唐・新羅軍に大惨敗を喫し、朝鮮半島から撤退した。

え 670年、天智天皇は初の全国的戸籍である庚午年籍こうごねんじゆくを作成した。天智天皇は白村江の敗戦を受けて国防の強化と内政の充実を迫られており、そのためには民衆の掌握が必要であった。また、徵兵制に基づく常備軍の創設という点からも戸籍は不可欠であり、実際、672年の壬申の乱では大海人皇子が東国からの兵士の徵發のために庚午年籍を利用している。また、戸籍の作成に当たっては民衆の姓を公的に定める（与える）「定姓」の作業も行われた。庚午年籍が「氏姓を正す根本台帳」であるというのはこうした意味であり、それゆえ永久保存が義務付けられた（但し現存していない）。

問2 乙巳の変後、新政府の陣容が固められ、中臣鎌足は内臣に任せられて天皇の側近を勤めた。さらに12月には、蘇我氏の勢力地である飛鳥を離れて難波〔長柄豊崎なにわ ながら とよさき〕宮に遷都を行った。また、この年（645年）には高句麗の攻撃に救援を求めてきた新羅に応じ、唐が高句麗征討を行っている。こうした東アジアの緊迫した情勢が、中大兄皇子らにクーデタの実行を決断させたことは背景として押さえておきたい。よってイ・ロ・ハはすべて正しく、aである。

問3 646年の元旦、新政府は4カ条から成る「革新の詔」を発布した。第1条には「昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉、及び別には臣・連・伴造・國造・村首の所有る部曲の民、處々の田荘を罷めよ。仍りて食封を大夫より以上に賜ふこと各差あらむ」とあり、大王家や豪族の所有する人民・土地を廃して国家の所有とすること（公地公民制）が述べられている。イ・ロは「子代の民」「田荘」ともに条文にある言葉、よってa。しかしハの「旧の賦役」の廃止は第1条ではなく第4条で述べられている内容である。よってこれはbとなる。

問4 白村江の敗戦後、中大兄皇子（天智天皇）は唐・新羅の攻撃に備えるべく九州北部を中心に戦力を強化した。イは防人を配置したのは九州だけであるから中国地方が誤りでb。ロの「発煙や発火による通信の設備」とは烽のこと。沿岸に設置された。これは正しく、a。ハの水城を築いたのは大宰府の北のことであり難波ではないから、誤りでbである。

問5 天武天皇は684年、「八色の姓」を定めて豪族の身分を天皇を中心とする新しい秩序の下に再編成した。最上位である「真人」姓は繼体天皇より5世以内の皇親にのみ与えられた、よってイはb。また、第5位の「道師」姓は賜姓の例が見られない。よってロはa。ハは、地方の有力豪族に与えられたのは最下位の「稻置」姓であるから、「公」が誤りでb。

問6 天武天皇は、皇位の継承や天皇がこの国を支配する由来を明らかにするべく、国史の編纂事業に着手した。『古事記』『日本書紀』である。『古事記』は稗田阿礼が『帝紀』『旧辞』を暗誦し、それを太安万侶が筆録して、712年に完成した。『帝紀』『旧辞』は6世紀半ばの欽明朝の頃に成立したと見られる歴史書である。よってイ・ハはa。ロの『国記』は聖德太子が蘇我馬子とともに著した歴史書。乙巳の変で焼失しているのでここでは関係ない。よってb。

5章 律令制度

問題

■確認問題

- 1 持統天皇 2 文武天皇 3 刑部親王 4 式部省 5 民部省
6 左大臣 7 国造 8 介 9 薦位の制 10 五十 11 庚午
12 A 三分 B 五 13 六十 14 C 一 D 三 E 衛士 15 均田制
16 歳役 17 21 歳から 60 歳まで

【1】

解答

問A 5 問B 5 問C 口 5 ハ 3 ホ 2 問D 2 問E 4
問F 2 問G 1 問H 5 問I 6

解説

律令官制は古代では頻出の分野である。各機関の名称と業務をしっかりと押さえておこう。

問A

太政大臣は、律令制における太政官の官制の最高位である。ただし、適任者がいなければ設置しなくともよい則闕の官とされている。その他の官職はいわゆる令外官といわれるもので、令に規定はなく、大宝令制定後から平安時代にかけて新設された。

問B

一般政務を司ったのは太政官。3の大宰府は、九州に置かれた地方特別官庁で、外交使節との交渉や接待、中央への連絡など独自の業務を行った他、防人の指揮など、国防的な機能も持ちあわせていた。大宰府の財源は九州諸国からであったため、九州諸国に対して強い監督権を有していた。長官は帥、次官は大式・少式、判官は大監・少監、主典は大典・少典の四等官で、後に帥は親王に充てられる（実際は名誉職であるが）ほど、他国よりも重視された。4の藏人所は令外官の藏人の役所。6の正院は明治初期の政府での最高政策決定機関である。なお、太政官は古代の他に明治初期にも設置されているので注意が必要である。

問C・D・E・I

要点の「2. 官制」の説明を確認しておこう。

問F・G

2の京職のみ、国司のように国単位ではない（国司は外官、京職は内官といわれる）。京は左京・右京で構成され、それぞれに京職が置かれた。また東西の市司も管理下に置いていた。なお、京職の四等官は、大夫、亮、大進・少進、大属・少属である。

問H

官位相当の制である。これは位階に応じた官職が定められていたものであり、課役の免除や刑罰の軽減、位田・位封の支給など、位に応じた特権が与えられた。四等官においても位階に相当した官職に充てられた。

【2】

解答

問1 あ 蔭位 い 軍團 う 資人 問2 イ - b ロ - b ハ - a
問3 イ - b ロ - a ハ - a 問4 イ - a ロ - b ハ - b

解説

問1

あ 五位以上の者の子と三位以上の者の孫に父・祖父の位階に応じて一定の位が与えられる制度のこと、これを蔭位の制といふ。これにより貴族間の階層の固定化が進んだ。

い 律令制度の下では徴兵制が布かれ、正丁（21歳～60歳の成年男性）3～4人に1人が兵士として徴発された。ちなみに、1戸は正丁3～4人で編成されたから、1戸につき兵士が1人取られることになる。兵士は諸国に置かれた軍團で訓練を受け、一部は衛士として京の警備に勤め（任期1年）、あるいは九州沿岸を守る防人となった（任期3年）。兵士は庸・雜徭が免除されたが食料・武装などは自弁のため負担が大きかった。

う 位階や官職に応じて与えられた上級貴族の公的従者を「資人」という。資人になると課役が免除されるため、希望者は少なくなかった。『続日本紀』に収載されている717（養老元）年5月17日（丙辰）の詔に、「率土の百姓、四方に浮浪して課役を规避し、遂に王臣に仕へて、或は資人を望み、或は得度を求む」とある。班田農民が税負担を逃るために資人となり、朝廷がその対策に頭を悩ませていた様子がうかがえる。

問2

イの太政大臣は律令官制の最高職であるが、有徳の適格者がいなければ置かない「則闕の官」とされた。よって「常置の」が誤りでbである。ちなみに常置の最高職は左大臣である。ロの「令外官」とは後に設置された律令にない官職のこと。藏人・檢非違使などが有名である。設問文では、中納言は令外官だが大納言・少納言は律令の官職である。ハの左弁官は中務・式部・治部・民部の4省を、右弁官は兵部・刑部・大蔵・宮内の4省を統括した。よってa。

問3

イは「6歳」を見て慌てて正しいとしてはいけない。口分田は6年に1度の戸籍作成によって与えられる。だから、6歳になっても次の戸籍作成が4年後であれば10歳まで口分田はもらえない。よって「6歳になると」が誤りでb。注意が必要である。口分田の班給は1人ずつではなく、戸主を通じて1戸まとめて支給される。よってロはa。支給額は、良民が男性2段（反）、女性1段120歩、賤民は良民の3分の1なので男性が240歩、女性が160歩である。よってハはa。

問4

ぞうよう 雜徭とは国司の下で正丁なら年間60日以内の労役に従事することである。61歳～65歳の老丁は半分の30日、17歳～20歳の中男（少丁）は4分の1の15日の雑徭が課せられた。よってイはa。ロの「課役」とは庸・調・雜徭の総称で、「二つ」が誤りでb。ハの「仕丁」は50戸につき正丁2人を徴用して中央政府の雑用に使役するものである。よって雑徭とは無関係でb。

【3】

解答

- 問1 あ 持統 い 坊 問2 イ-a ロ-b ハ-a 問3 大極殿
問4 イ-a ロ-b ハ-b 問5 イ-b ロ-a ハ-a
問6 イ-a ロ-b ハ-b ニ-b 問7 恭仁京
問8 イ-b ロ-a ハ-b

解説

問1

あ 壬申の乱に勝利して即位し、強大な権力を握った天武天皇にとって、中国に倣った本格的都城を完成させることは悲願であった。682年、天武自ら藤原京の建設地に向かい、造営が始まった。684年には宮室之地も設定されたが、天武は686年に志半ばで亡くなってしまう。そこで皇后の持統が即位して事業を引き継ぎ、694年に飛鳥淨御原宮から遷都した。よって正解は持統である。

い 日本の都城では藤原京以降、条坊制による碁盤目状の土地区画が行われた。東西・南北に大路が走り、東西に並ぶ列を条、南北に並ぶ列を坊と呼んだ。そして、朱雀大路を中心に、「○京○条○坊」のように位置が表示された。よって正解は坊である。

問2

イ 藤原京の領域は、うねび 畠傍山・みみなし 耳成山・あめの 香久山の大和三山に囲まれた部分に限定され、それゆえに手狭になったため平城京に遷都されたと従来は考えられてきた。しかし、発掘調査により大和三山を越えて広がっていたことが判明し、この説は否定された。現在は、702(大宝2)年の大宝の遣唐使(33年ぶりの遣使であった)の使節が、唐の都長安を目の当たりにして藤原京の不備を痛感し、造り変えたとする説が有力である。よってこれは正しい。

ロ 藤原京への遷都は694年、庚寅年籍が作成されたのは690年、まだ飛鳥淨御原宮の時代なので誤りである。

ハ 藤原京跡から発見される木簡は、都が置かれた期間が短かかったため、干支の年代を特定することができる重要な史料である。古代の地方制度である国郡里制に関しては、7世紀までは「郡」ではなく「評」の表記が用いられていたのではないかとする〈郡評論争〉が行われていたが、藤原宮から発見された木簡の解析により、7世紀後半には「評」が用いられており、大宝律令で「郡」に改められたことが確認された。『日本書紀』に見られる革新の詔の記述は、後世の修正を受けたものだったのである。よってこれは正しい。

問3

宮都の中央北部に設けられた、内裏・朝堂院・官庁の集まる区域を宮城あるいは大内裏と呼ぶ。内裏は天皇の御所(住居)、朝堂院は政務を行う場所であり、朝堂院の北側に元日朝賀・即位などを行う正殿として大極殿が置かれた。日本史の図録や資料集などに記載されている図で確認しておこう。

問4

イ 中国では「天子南面」の故事に則り、天子(皇帝)は南を向いて臣下の礼を受けるのが基本とされる。日本の朝廷もこれに倣い、大極殿(宮城)が宮都の中央北部に造営され、そこから南を向いて、西側が右京、東側が左京とされる。市はそれぞれに設置された。よって正

しい。

ロ 市は正午に開かれて日没で閉じられることとされ、市司が管理した。主帳は郡司の四等官制における目の表記である。これは誤り。

ハ 連雀商人は室町時代に京・奈良などで活躍した行商人のこと。これも誤りである。

問5

イ 高級官人（五位以上）に対しては、位田が支給されるとともに、三位以上の者には位封として封戸（食封）が、四位・五位の者には位禄として布や綿が与えられた。六位以下の者は、口で述べる季禄しか与えられない。よって誤り。

ロ 季禄は春秋の2季に官人に給された。これは正しい。

ハ 官職に応じて与えられる職田は、中央の高級官人だけでなく、国司・郡司などの地方官にも与えられた。よって正しい。

問6

平城京においては、薬師寺・東大寺・大安寺・元興寺・西大寺・興福寺・法隆寺の南都七大寺が官寺（官大寺）として朝廷の管理・統制下に置かれた。このうち大安寺は、初め百濟大寺・高市大寺と呼ばれていた聖徳太子発願とされる寺を、平城京に移築して改称したもの。よってイはaとなる。同様に、薬師寺や元興寺（初めは蘇我氏の氏寺で、法興寺・飛鳥寺と呼ばれた）も平城京に移したものである。

問7

740（天平12）年、藤原廣嗣の乱のさなかに伊勢への行幸に出発した聖武天皇は、そのまま平城京には戻らず、恭仁京に遷都した。翌741年の元日朝賀の儀式の時点で、まだ大極殿も完成していないという慌ただしさであったが、この恭仁京で、聖武天皇は国分寺建立の詔（741）・墨田永年私財法（743）を発している。しかし、紫香楽の地への大仏造立を思い立つと（問8の解説も参照）、恭仁京の建設と並行して行うわけにはいかず、744（天平16）年に副都の機能を備えていた難波宮に遷都、さらに紫香楽宮に遷都した。聖武天皇が平城京に戻るのは、翌745（天平17）年のことである。問題は「最初に営まれた都」を問うているので、恭仁京が正解である。

問8

イ 百万塔^{ひゃくまんとう}は、藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱後の764（天平宝字8）年に称徳天皇の発願により作られ、近畿の十大寺に分けられた。内部に納められた陀羅尼經は世界最古の印刷物とされる。平城京に戻ってきてからの出来事であるのでbである。

ロ 大仏造立の詔は、聖武天皇が近江国紫香楽の地に盧舍那仏の建立を発願し、743（天平15）年に恭仁京で発布されたものである。大仏はもともと、紫香楽宮に造ろうとしていたものであった。よってaである。

ハ 悲田院・施薬院は、藤原不比等の娘で聖武天皇の皇后となった光明皇后が、仏教の慈悲の心から貧窮の孤児や病人を救済するために設けた施設である。ともに立后した翌年の730（天平2）年に設置されたものであるから、遷都する以前のことである。

6章 律令国家の展開

問題

■確認問題

- 1 元明天皇 2 長安 3 朱雀大路 4 武藏 5 乾元大宝 6 天武天皇
7 藤原宇合 8 紫香楽宮 9 藤原仲麻呂 10 豊前国 11 天智天皇
12 よつのふね 13 犬上御田鍬 14 戒律 15 松原客院

【1】

解答

- A (m) B (c) C (f) D (o) E (a) F (i) G (l) H (n)
I (g) J (d) 1 (々) 2 (ヲ) 3 (タ) 4 (ネ) 5 (ウ) 6 (ワ)

解説

1 東を天香久山、西を畠傍山、北を耳成山に囲まれた藤原京は、日本で最初に都城制を採用した都である。中国の都城制を模したものではあるが、唐の長安城よりもさらに古い時代の北魏の洛陽城などに共通した所が見られる。

A・2 Aには藤原氏発展の基礎を築いた藤原不比等が入る。律令政治の実施に尽力し、大宝律令の編纂に参画した。

B・C Bには「天武」が入る。Cには「長屋王」が入る。大海人皇子は天智天皇の弟であり、壬申の乱で天智天皇の皇子である大友皇子と争って勝利し、673年に天武天皇として即位した。

D Dには「聖武天皇」が入る。聖武天皇は724（神亀元）年に即位した。727（神亀4）年に聖武天皇と光明子の間に皇子が生まれ、皇太子に立てられたものの1年で夭逝した。そのため権力の確保をめざす藤原氏は、臣下である光明子を皇后に立てることを画策した。当時、皇后は単に天皇の正妻であっただけではなく、皇太子に準ずる執政権を持ち、中継役として天皇の地位に即くこともあったため、光明子を皇后に立てることで朝廷内での勢力の拡大をねらったのである。

3 南家・北家の名称はそれぞれ屋敷の場所に由来し、式家の名称は藤原宇合の官職である式部卿、京家の名称は麻呂が左京大夫であったことにそれぞれ由来している。

E Eには「橘諸兄」が入る。たちばなのもろえ 橘 諸兄は光明皇后の異父兄に当たる。

F Fには「吉備真備」が入る。吉備真備は吉備地方の豪族の出身で、717（養老元）年に25歳で留学生として入唐し、735（天平7）年に帰朝した。その際、『唐礼』『太衍曆經』などの書物の他、楽器や武器などを聖武天皇に献上した。

G・4 Gには「藤原広嗣」が入る。藤原広嗣の乱は藤原氏の勢力回復をめざして740（天平12）年9月に広嗣が大宰府管下の兵を動員して挙兵したものである。乱は鎮圧されて広嗣は処刑された。この乱の結果、藤原式家は衰えた。

5 聖武天皇が遷都した恭仁京は山城、難波宮は摂津、紫香楽宮は近江に位置する。各宮都の位置は要点で示した地図で確認しておくこと。

H Hには「藤原仲麻呂」が入る。光明皇后の信任を得た藤原仲麻呂は、新たに設置された紫微中台の長官である紫微令に就任した。「紫微」とは中国では天の北極星を意味し、天帝の座とされた。紫微中台は新たに即位した孝謙天皇を後見し、実質上の国政を司るための機関であったと考えられている。

6 養老律令は718（養老2）年に藤原仲麻呂の祖父藤原不比等によって編纂された。

I Iには「橘奈良麻呂」が入る。橘奈良麻呂は757（天平宝字元）年に大伴古麻呂らと結んで、皇太子大炊王（後の淳仁天皇）・孝謙天皇を廃し、藤原仲麻呂の台頭を排除しようとしたが、事前に密告され計画は失敗に終わった。

J Jには「天智」が入る。光仁天皇は天智天皇の孫に当たる。藤原永手・百川によって擁立された光仁天皇は、既に62歳の老齢であった。

【2】

解答

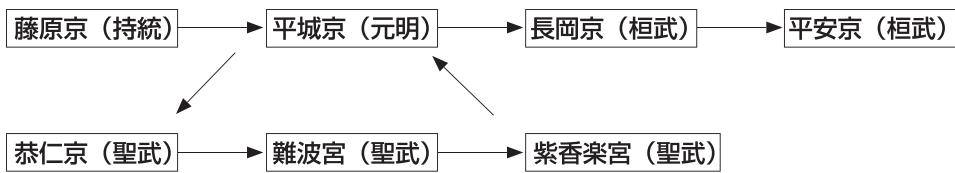
問1 エ　問2 ウ　問3 ア　問4 エ　問5 イ・エ

解説

聖武天皇が鎮護国家思想及び国家仏教に基づき、741（天平13）年に恭仁京で発布した「国分寺建立の詔」の史料を用いた問題。史料は教科書・史料集に必ず掲載されている基本史料なので失点は避けたい。なお史料の出典である『続日本紀』もよく出題されるので、「8世紀の史料の出典の多くは『続日本紀』」と押さえておくとよい。

問1

「国分寺建立の詔」は山背国の恭仁京で発布された。「大仏造立の詔」は近江の紫香楽宮で発布された。正誤判定問題で、恭仁京と紫香楽宮を逆にするケースの問題が多いので注意してほしい。また宮都の遷都の変遷もねらわれるので注意してほしい。



問2

「朕」は天皇のことをさすので、聖武天皇が正解となる。

問3

「国分寺建立の詔」で、国分寺と国分尼寺の建立が命じられている。国分寺の正式名称を金光明四天王護國之寺、国分尼寺の正式名称を法華滅罪之寺といい、両寺を国司が管理した。なおエの百万塔陀羅尼（経）は世界最古の印刷物であり、称徳天皇が藤原仲麻呂の靈を弔うため作成させた。

問4

「国分寺建立の詔」は、政治不安や悪疫流行による社会不安を除去し、国家平安を祈願して発布されたので、天皇家の祖先の慰靈を願ってはいない。エが誤文となる。

アは、天武・持統朝期から仏教が次第に朝廷内に浸透・理解され、藤原京内に寺院が建立されたことから、仏教を重視したことがわかるので正文。

イは、8世紀には新羅を従属国として扱おうとしたことで、新羅との関係が悪化した。よって正文となる。

ウは、藤原広嗣が大宰府で挙兵したこと、政界に動搖が走り、政治社会不安が増大したことも背景にあるので正文。

オは、仏教を国家が管理するため、民間布教を禁じた僧尼令を出し、それにより行基の民間布教や社会事業が弾圧されたので正文。なお、行基は、大仏造立の際には大僧正（天台座主ではないので注意）へと昇進した。

問5

「この詔の2年後」は743（天平15）年で、その年には、「墾田永年私財法」と「大仏造立の詔」が発布された。

J3M
早慶大日本史



会員番号	
氏名	